

## スコーピング手続について

## 1. 環境影響評価法に基づく方法書手続の実態

環境影響評価制度総合研究会報告書（平成 21 年 7 月）によると、方法書手続の実態は以下のとおりである。

## 1 - 1 . 方法書の頁数

平成 20 年 3 月末時点で環境影響評価法に基づく手続が完了した 119 件のうち、手続の当初から法に基づく手続が行われた 74 件について、方法書の頁数は以下のとおりである。

平均：約 170 頁

最大：約 570 頁

最小：約 70 頁

方法書の頁数の分布

ページ数	案件数	割合
0 ~ 100	9	12%
100 ~ 200	48	65%
200 ~ 300	11	15%
300 ~ 400	5	7%
400 ~ 500	0	0%
500 以上	1	1%

## 1 - 2 . 方法書の記載内容の実態

方法書では対象事業実施区域及びその周囲の概況や、環境影響評価項目及び調査・予測・評価の手法を記載することとされている。

その際には様々な専門用語が使用されているが、前述の 74 件の方法書のうち、巻末に用語解説の項目が設けられていた事例は 7 件に限られている。

## 2. 方法書段階において説明会を実施した事例

下記のように、法対象案件の環境影響評価手続において、住民の理解促進等の観点から、方法書段階において説明会を実施した事例が見られる。

### A 高速鉄道建設事業

- ・「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年建設省)において、方法書の公告・縦覧に当たっては、必要に応じ、事業内容を周知するための説明会等を開催する場合もありうるとされていることを参考に、事業者が自主的に実施した。

### B 廃棄物最終処分場整備事業

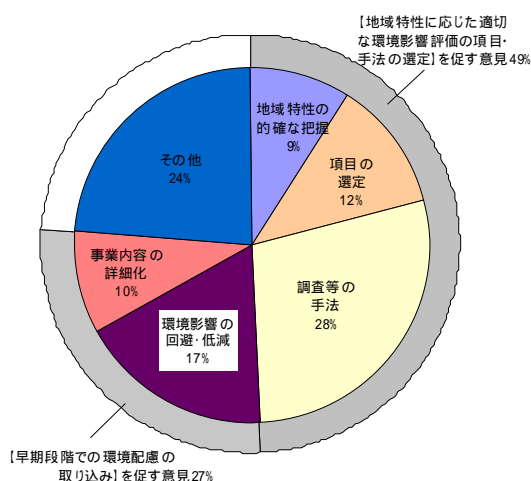
- ・地元住民の理解を深めるために事業者が自主的に実施した。

## 3. 方法書・準備書段階における住民等意見の内容

### 3-1. 環境影響評価法対象事業における方法書への住民等意見の提出状況及びその内容

- (1) 平成19年3月末時点で環境影響評価法に基づく手続が完了した62件(法施行後に手続が発生した案件のみを対象)のうち、方法書に対する住民等意見の提出状況\*を見ると、41件(手続完了案件の66.1%に相当)に関して住民等意見の提出があり、1件当たり平均19.3項目の意見が提出された(環境影響評価制度総合研究会報告書)。

方法書に対する住民等意見



注) 事業者が意見書の内容を取りまとめた「意見の概要」の種類を単位として、分類・集計した。

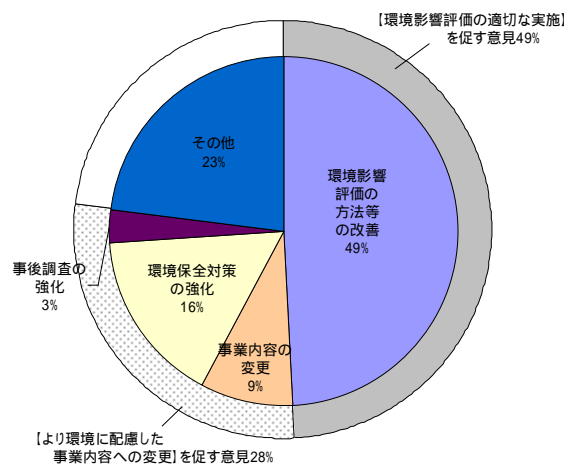
\* 環境保全の見地からの意見を有する者からの意見の提出があった際には、事業者は個々の意見の内容を類型化し「意見の概要」を取りまとめ、準備書や評価書に掲載している。住民等意見の提出状況は、当初から法に基づく手続を実施し、平成19年3月末までに手続を完了した62件を対象に、評価書に記載されている「意見の概要」の種類ごとに1単位とし、分類・整理を行った。

- (2) 今般、方法書段階における住民等意見の詳細を調査したところ、「事業内容の詳細化」「その他」と分類された意見の中には、
- 事業の必要性や効果、方向性を問う意見
  - 事業の検討経緯、具体的計画について質問する意見
  - 事業内容等のわかりやすい説明や詳細な説明を求める意見
  - 手続の趣旨についての説明、周知を求める意見
- に分類されるような、調査方法に関してではない意見が見られる。

### 3 - 2 . 環境影響評価法対象事業における準備書への住民等意見の提出状況及びその内容

- (1) 平成 19 年 3 月末時点で環境影響評価法に基づく手続が完了した 62 件（法施行後に手続きが発生した案件のみを対象）のうち、準備書住民等意見の提出状況をみると、45 件（手続完了案件の 72.6%に相当）に関して住民等意見の提出があり、1 件当たり平均 21.6 項目の意見が提出された（環境影響評価制度総合研究会報告書）。

準備書に対する住民等意見



注) 事業者が意見書の内容を取りまとめた「意見の概要」の類型を単位として、分類・集計した。

- (2) 手続完了 62 件のうち、準備書段階における住民等意見で「環境影響評価の方法等の改善」に関する意見が提出されたものは 34 件と過半数を占めた。今般、詳細に調査したところ、この意見の中には
- ・項目を追加選定すべきとの意見
  - ・予測手法を変更すべきとの意見
- 等、本来、方法書段階で提出すべきと考えられる意見が含まれていた。

#### 4. 事業の上位計画等策定手続きにおいて説明会を導入している事業

一部の法対象事業については、近年、以下のとおりガイドライン等が策定され、上位計画等策定の手続きの中で説明会等による住民説明が導入されている。

対象事業の例	法令等名称	策定等年月
道路	構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドライン	平成 17 年 9 月
河川（ダム）	河川法	平成 9 年 6 月改正
飛行場（一般空港）	一般空港の整備計画に関する PI ガイドライン	平成 15 年 4 月
埋立て、干拓（港湾区域）	港湾の公共事業の構想段階における住民参加手続ガイドライン	平成 15 年 8 月

#### 5. ポイント

方法書の実態を見ると、平均的なボリュームが約 170 頁になっており、専門用語が多用されているにもかかわらずほとんどの方法書において専門用語の解説が設けられていない。また、方法書段階における住民意見の中には、調査方法に関してではない意見が見られる。

なお、法対象事業においても、近年計画段階における住民説明会の手続が設定されてきているところ。